

ロシア市場販路開拓事業（緊急雇用創出推進事業）
企画提案説明書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

ロシア市場販路開拓事業（緊急雇用創出推進事業）

(2) 業務内容

業務内容の詳細は、企画提案指示書を参照のこと。

2 公募型プロポーザル方式の参加資格

本公募の対象者は次の条件を満たすものとする。

(1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単独法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 道税を滞納している者でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 応募手続き等

応募する者は、次により別添様式の参加表明書及び企画提案書を提出するものとする。

(1) 複数提案の制限

一つのコンソーシアム又は単独法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 平成24年7月30日（月）午後5時

ウ 提出場所 下記（4）問い合わせ先に同じ。

エ 提出方法 持参、又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出部数 10部

イ 提出期限 平成24年8月6日（月）午後5時

ウ 提出場所 下記（4）問い合わせ先に同じ。

エ 提出方法 持参、又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(4) 問い合わせ先

北海道経済部経営支援局国際経済室ロシアグループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL011-204-5343 担当：松下・佐々木

4 企画提案書に関するヒアリング

(1) 参加要請者として選定した者からは、プロポーザル審査会において、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(2) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

5 プロポーザルの特定に係る審査基準

評価項目	評価のポイント
業務遂行能力	①ロシアとの貿易に関する専門的な知識を有するなど受託能力があること。 ②業務処理体制及び業務スケジュールが妥当であること。 ③事業化の担い手となる道内企業、支援機関や関係市町村などとの連携が確保されていること。
雇用計画	①企画提案指示書に示す雇用に関する条件を満たし、かつ緊急雇用創出推進事業実施要領の雇用の諸条件に十分な配慮がされていること。 ②事業の実施を通じて、継続的な雇用・就業機会の創出に配慮する提案内容になっていること。
企画提案内容	①現地における情報収集や情報提供方法が適切であること。 ②出展企業の効果的な募集について創意工夫があること。 ③出展企業及び製品の選定方法が適切であること。 ④現地見本市における出展方法・内容が適切・効果的であること。

6 プロポーザルの特定に係る審査結果の通知

審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。
なお、審査結果及び特定者名は公表する。

7 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約方法

随意契約とする。

なお、コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員連名の委託契約とする。

(3) 契約期間（予定）

契約の期間は、契約締結の日から平成25年3月15日（金）とする。

(4) 契約保証金

受託者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を課せられる場合がある。

ただし、過去の官庁との契約実績や業務遂行能力等により、契約保証金が免除される場合がある。

(5) 成果物の納入及び委託料の支払い等

受託者は、成果品を北海道に納入する。北海道はこれを受けて検査を行い、成果品の内容が契約上の要件を満たしていれば、委託料の支払いを行う。

(6) 調査等

北海道は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、雇用・就業の状況報告などの報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(7) 成果品及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

8 その他

(1) 公募手続において使用する言語、通貨

日本語、日本国通貨

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次の一つに該当する場合には無効となる場合がある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する様式及び作成要領に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ア 全ての提出書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。
- オ 全ての提出書類は、返却しない。